

公 示

指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について  
(株式会社ビーエムホールディングス)

… 2

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

1. 件 名  
道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所  
株式会社ビーエムホールディングス  
代表取締役 若山 哲也  
東京都多摩市貝取五丁目3番地
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
  - (1) ビッグモーター 石岡店  
茨城県石岡市八軒台18番29号  
認証番号 第5-4323号  
指定番号 関東指第5-1380号
  - (2) ビッグモーターつくば店  
茨城県つくば市学園の森3丁目45番地1  
認証番号 第5-4347号  
指定番号 関東指第5-1387号
4. 期 日  
令和6年3月6日(水) 10時00分
5. 場 所  
関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階
6. 理 由  
道路運送車両法第94条の8第1項第4号の規定違反

令和6年2月28日

関東運輸局長  
勝山 潔